

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.25）	5条-別添1-添付38-1	図1について、見やすさの観点から図中の文字サイズを大きくしました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.25）	5条-別添1-添付38-2	図2について、見やすさの観点から図中の文字サイズを大きくしました。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.25）	5条-別添1-添付38-2	図2の注記について、図中のどの部分を指しているかわかりづらい記載となっていたため、以下の通り修正しました。 （旧）※3号炉原子炉補機冷却海水放水路出口部配置及び逆流防止設備の配置については、詳細設計にて決定する。 （新）※新設する逆流防止設備及び3号炉原子炉補機冷却海水放水路の位置・構造等については、詳細設計にて決定する。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.25）	5条-別添1-添付38-5	以下の通り記載の適正化を行いました。 （旧）逆流防止設備の閉機能 （新）逆流防止設備のフラップゲートの閉機能	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.25）	5条-別添1-添付38-5	以下の通り記載の適正化を行いました。 （旧）逆流防止設備が開固着 （新）逆流防止設備のフラップゲートが開固着	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.25）	5条-別添1-添付38-5	以下の誤記を修正しました。 （旧）3号炉運転開始（2009年12月）からの新たな貝等の海生生物は確認されておらず （新）3号炉運転開始（2009年12月）からの貝等の海生生物は確認されておらず	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.25）	5条-別添1-添付38-6	以下の通り記載の適正化を行いました。 （旧）逆流防止設備が通常時に開固着 （新）逆流防止設備のフラップゲートが通常時に開固着	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.25）	5条-別添1-添付38-7	図5について、文中の配管高さ等がわかるように、追記しました。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.25）	5条-別添1-添付38-13	以下の通り記載の適正化を行いました。 （旧）逆流防止設備の閉機能 （新）逆流防止設備のフラップゲートの閉機能	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.25）	5条-別添1-添付38-13	以下の文章について、具体的な状況がわかりにくい記載となっていたため、以下の通り修正しました。 （旧）逆流防止設備の設置環境や通水時の接液状況等から通常時にフラップゲートが開固着する可能性は低いと評価した。 （新）逆流防止設備のフラップゲートは3号炉原子炉補機冷却海水放水路の流量の変化によって開度が適宜変わることやフラップゲートの回転中心となる部位が海水中に水没していないこと等から焼き付きや腐食等により通常時にフラップゲートが開固着する可能性は低いと評価した。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.25）	5条-別添1-添付38-13	以下の誤記を訂正しました。 （旧）3号炉原子炉補機冷却海水放水路は上流の一次系放水ピット側端部の方が0.2m 高くなるように勾配がついている （新）3号炉原子炉補機冷却海水放水路は上流の一次系放水ピット側端部の方が高くなるように勾配がついている	